

1 身だしなみ

身だしなみとは、接する相手に清潔感や気持ちの良い印象を持ってもらうために服装・頭髪・言葉遣い・態度などを整えること、また、その心がけです。いつでも面接に臨むことができる身だしなみを日常から心がけましょう。

(1) 服装：登下校、校内での生活は、以下の本校指定制服を着用すること。

ア 制服・・・以下に示すものを制服とする

- 必購入 ブレザー
冬用スラックス、又はスカート、
長袖シャツ（3年生のみ：半袖シャツ又は半袖ブラウス）
ネクタイ、又はリボン
- 希望購入 夏用スラックス、又はスカート
ポロシャツ
ハーフパンツ（ポロシャツとの併用のみ可）
ベスト
セーター（3年生のみ：カーディガン）

*備考

- i 制服の長さは購入時のままでいること。加工をした場合は、再購入する。
- ii スラックスの裾を踏まない、折り曲げない、まくらない。スカートを折り曲げるなどして短くしない。
- iii 着用期間の制限は設けないが、卒業式・入学式・修学旅行等、学校が指定した日はその都度指定された服装をすること。

イ 防寒具

- ① 防寒着は制服をすべて着用し、その上から着るものとする。
- ② 着用期間の制限は設けない。

ウ 異装

・理由があつて異装する場合は、事前に担任を通じて、「諸届及び許可願ひ」を生徒指導部に提出する。

(2) 頭髪

・就職や進学の面接に適する頭髪とする（加工・染色・脱色をしない）。

(3) その他

- ・校舎内では学校規定のスリッパを使用する。
- ・コンタクトレンズは全面が透明なもののみとする。
- ・ピアス、ネックレス、指輪、腕輪等の装飾品を身に着けない。
- ・化粧をしない。

2 特別指導

校長は、教育上必要と認めた場合、特別指導を行います。特別指導に該当する行為は、下記のとおりです。

- ・他者を傷つけたり、人格を否定したりするような言動
- ・情報モラル上の問題行動
- ・教員への指導拒否・暴言・非礼
- ・粗暴行為（暴力・器物破損等）
- ・考査における不正行為
- ・怠業

- ・喫煙・飲酒に関すること
- ・窃盗
- ・薬物乱用に関すること
- ・無断免許取得
- ・無断アルバイト
- ・その他、法律に違反する行為、不良行為

なお、以下については、外部機関との連携を視野に入れながら、必要に応じて指導を行います。

- ・情報モラル上の問題行動については、学校での対応が難しい事案は、警察と連携する。
- ・盗撮やわいせつ行為については、行為が確認された場合は、警察と連携することがある。また、被害者の心情を優先して対応する。
- ・いじめ事案については、確認された行為によって、犬山総合高等学校いじめ防止基本方針に基づき、その都度審議し、必要に応じて指導する。

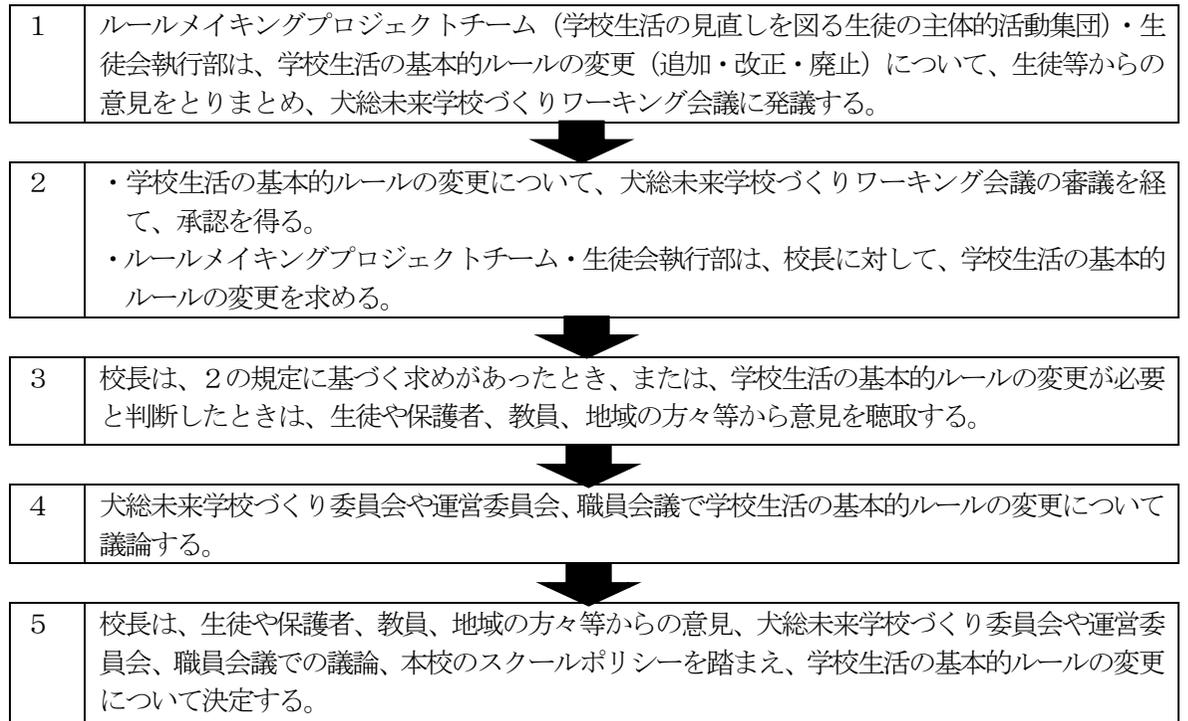
3 アルバイト

特別な事情により必要のある者を除き、原則禁止としています。

4 ルールの見直しについて

以下のように見直しを行います。

【学校生活の基本的ルールの見直しの流れ】



5 その他

上記の内容は、現時点でのものであり、今後変更する可能性があります。